

令和 8 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 7 号

函館市国際水産・海洋総合研究センター条例の一部改正に
ついて

函館市国際水産・海洋総合研究センター条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市国際水産・海洋総合研究センター条例の一部を改正
する条例

函館市国際水産・海洋総合研究センター条例（平成 2 5 年函館市条例
第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

実習室	実習室（1）	1 時間までごとに	3 0 0 円	を
	実習室（2）	1 時間までごとに	4 0 0 円	

実習室	1 時間までごとに	7 0 0 円	に
-----	-----------	---------	---

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

実習室の使用料の区分を改めるため